

on international cooperation, Japan must, of course, render its due share of contribution to the international cooperation. As a matter of actual fact, in the very area quite close to ourselves, the democratic Powers of the world are, in their voluntary combination, exerting their sincere efforts to exclude the reign of violent force and establish that of legal justice. It is only by performing our possible share of cooperative duty that we can hope, when subjected to similar menace, to have the security of Japan protected by the efforts to ensure justice and order on the part of the world's peace-loving Powers.

The forthcoming Peace Treaty will be the first treaty of the kind to be concluded by Japan as a defeated nation, and it may be unavoidable, perhaps, that the cession of territory, the payment of reparations, and other hard conditions will be imposed on us, and that our freedom will be limited politically and economically for a considerable period of time. As Japanese of the present generation, who dared to commit the disastrous folly of fighting the Pacific War, we are prepared to try and make amends for our past blunders by performing the stipulations of the Peace Treaty with the same sincerity and faithfulness as we have continued to observe the Instrument of Surrender for the past five

0400

years. At the same time, it is our humble, earnest desire that the Treaty may be made such as would allow our posterity to attempt a peaceful development of their fatherland Japan by their own wisdom and diligence and contribute toward the progress of the world in the future.

0400

32

双務的爭執
根請和方式
圖中考察

極秘

解除
第7回公開

30/3

双務的單獨講和方式に関する考察

二五、八、二九 條條

一、序

八月二十三日ロンドンA.P.ギャブソン記者は、ロンドンの英連邦官辺筋の言明として、「米國は対日講和会議を招集する考を放棄し、その代り、意見を同じくする諸國だけで日本との双務的を單獨講和を締結するよう提案することを考えている模様である」と伝えた。このほか同記者によれば、米國の消息通は、「この考はいまさら新しいものではなく、米政府は今でもなおこの考を捨てていないように思われる」と言っている趣である。日本に対して双務的單獨講和方式が採用される可能性も絶無ではないと思われ。

二、双務的單獨講和方式の二種

今次の戦争の終了に當つて、双務的單獨講和方式が採用されたとすればそれには二つの場合が考えられる。その一つは、形式上の双務的單獨講和方式であり、他の一つは、實質上の双務的單獨講和方式である。

1、形式上の双務的單獨講和方式

ここに形式上の双務的單獨講和方式というのは、連合國と日本との戦争を双務的單獨講和方式により終了させるということについて、連合國の間で事前の合意を行い、且つ対日平和條件についても詳細を事前の了解を行つた後、各國がこの合意なしに了解に従つて、形式上個別的に日本との講和條約を結ぶ方式をさす。

この最も極端な場合としては、連合各國が、日本と個別的にあらかじめ合意された同一の内容の條約を締結する場合が考えられる。各國の條約締結の時期についてはそれぞれの國の事情により適当に考慮される場合が多いであろうが、あらかじめ決定されることも考えられる。

一般的な場合としては、連合各國間にあらかじめ合意された全般的な対日講和條件のわく内で、各國が個別的に、自國に關係のある特定條項を日本と商議して平和條約を結ぶ場合がある。この場合には各平和條約が大体において内容を同じくし、ただ特定の條項についてのみ相異なることとなる。もつともこの相異は、これらの條約を集合することによつて日本に対する予定

2、実質上の双務的單獨講和方式
 された統一的平和体系を形成する限度に止まるものであり。連合各国が対日講和条件についての事前の合意を行うことなく個別的に日本と平和条約を結んで戦争を終結せしめる場合を、実質上の双務的單獨講和方式と名付ける。このうちには、連合各国間で、この方式により対日戦を終了せしめるといふ事前の合意がある場合といかなる合意をも欠く場合とが考えられる。いずれの場合にも締結されるべき平和条約の内容は相手国により相当異なるものとなるであろう。各条約の内容が実質的に矛盾又は抵触することさえ考えられる。

三、現実における可能性

日本との平和条約をめぐる国際情勢としては、根本的な点に關する多数国間の意見の一致とこれに對する少数国の頑強な反對があり、且つ、右の多数国間内部には根本的でない点に關する意見の對立が存在していると言えらる。現状において日本との平和に双務的單獨講和方式を採用せんとする提唱があるとするれば、それはいかなる目的をもつものであるか、またいかなる形のものであるか。

想されているのであろうか。
 これには二つの見方が可能である。その一つは、前述の多数国と少数国との意見の對立によつて遲滞している対日講和問題を打開しようとする目的を有する場合である。現在対日平和條約の締結が不可能な直接の原因は、講和會議における手續問題について意見が對立していることにある。講和會議を開催して対日平和條件を討議する限り、手續問題以外においてもこの種の對立は避けられないと思われる。多数国と少数国の鋭い對立を対日平和問題で表面化させることを回避して、正式の対日講和を締結するたぬには、双務的單獨講和方式は、好都合であろう。またこれがこの方式の論ぜられる最大の理由であろう。さらにはこの方式が前述の目的をもつものであるとすれば、そのためには形式上の双務的單獨講和で充分であるから、具体化する可能性が多いのはこの種の方式であろうと考えられるのである。実際にいいては、多数国側のみで対日講和の方式及び内容について何らかの了解をつくり、希望する国が形式上單獨にこの合意の線に沿う條約を結んで行くという形になるのではあるまいか。この場合ソ連側との對立の表面化をさけるため、了解が公表され

ないことも考えられよう。
 双務的單獨講和が提唱された理由についての他の一つの見方は、多数国側の内部においても対日平和条件に関する見解が分れて一致しない結果、各国が独自の立場で対日平和を締結することによりとする場合である。この場合は実質上の双務的單獨講和となるであろう。

しかし、事实上多数国側の内部には、根本的な点についての意見の対立はないと考えられること、すなわち、会議によつて少くとも対日平和の大筋については意見の一致が見られるものと推測されていることから考えて、現在論じられている方式は、この場合を目的とするものではないと考える。

将来この種の方式が問題となるとすれば、それは多数国側相互間の対日平和に関する意見の対立が解決しえないことが明白となつた後のものである。しかもこの種の方式においては、種々の不便が予想されるのみならず、大國がその優越した地位を利用することが困難であるから、米英が進んでこの方式を主張することはないといわなければならぬ。従つて実質上の双務的單獨講和が実現する可能性はほとんどないであろう。

四、個別平和の法的根拠

前述のように日本に対して形式上の双務的單獨講和が與えられずとして、その法的根拠はどこに求められるであろうか。

この問題は結局ソヴィエトなどの小數国を除外する講和の合法性の問題に還元されるであろう。この問題は從來論議されたところであるから詳細はここに述べない。結論として、日本との講和については、一九四二年十一月の連合國宣言がソ連との關係において拘束力を持たないという一部米英側の主張は現在でも依然として條理上無理があるといえるであろう。

次に従来一個の條約であることを通例とした平和條約を、各國ごとに分割して締結することについては、關係國間に反対の合意がない限り法律上何らさしつかえないことは、言ふまでもない。

五、双務的單獨講和の得失

形式上の双務的單獨講和が実質的に多數講和と同じ結果となることはすでに述べたとおりである。従つてその利害得失は多數講和に準じて考えられよう。ただ多數国側との平和の回復の時機が

ばらばらとなり、一部の国との戦争状態がなかなか終らない事態は考えられる。

実質上の双務的単独講和方式については、連合国側から言えばその希望する講和条件を早く日本に課す国ほど有利な條約を結びうることとなるであろうから、講和を早める効果は期待しうる。その反面日本は、最後の連合国と平和條約が締結されるまで、きわめて不安定な状態に置かれるのみならず、講和の條件は、多岐講和の場合よりも苛酷となる可能性があるのである。もつとも、この種の双務的単独講和はほとんど実現の可能性がないことは前に述べたとおりである。

六、提案があつた場合の要望事項

7
 具体的にいかなる提案があるかによつて非常に異なるわけであるが、日本としては形式上の双務的単独講和には特に反対すべき理由にほしきものと思われる。ただ、なるべく多くの国との間に平和状態がすみやかに確立されることが望ましいので、一定期間の経過後は、自動的に平和關係が回復することとする等の條件をつけることを希望すべきであろう。

実質上の双務的単独講和には、極力反対すべきである。

33

国際情勢の考察

條約局長

極秘

解除
第7回公開

四谷部の内務ノ部

昭和二十五年十月十三日

朝鮮問題
一、朝鮮問題
二、対日平和

0412

0411

一、朝鮮問題

(一) 事變收拾に対するアメリカの態度

ソ連及び中共が、朝鮮に兵力をもつて介入する意図はないとの想定のもとに、北鮮軍事力の武力による破碎を急ぎ、民主主義的統一政府樹立のための地ならしをできるだけ速かに行う。しかし対共防衛体制の全世界的強化のため朝鮮事變の長期化と拡大化を避け、全鮮を民主主義陣營に確保する体制の完了次第、できるだけ速かに大部分の米軍兵力の撤退を行い得ることを目的に、國連を通ずる統一・再建策を促進する。

(二) ソ連・中共の態度

國連軍が、平壤・元山を制圧し北進しても、ソ連は再進駐ないし保障占領は行わない。不介入のまま援助をつづけ、戦争の長期化ゲリラ化を策するが、結局北鮮軍が撃滅に瀕してもこれを見殺しにする。そして滿鮮國境地帯に北鮮の亡命政府ができる形となるのである。中共も正面だつた武力介入は行わない。

(三) 事變解決の見透し

(1) 軍事的に、平壤・元山等北鮮確保のための要地を早急に制圧確

2

- 保する（本月中）
- (1) ソ連國境に接する地域は、対ソ。対中共の考慮からも刺戟をさけるため韓国軍に委す方策をとる。
- (2) ゲリラに対しては、民衆は後難を恐れる心理があるから、鎮圧のために韓国政府は、相当期間 間接性を拂わねばならぬである。うが、再建の進捗とともに漸次平穩化に向うものと思われる。
- (3) 武力段階の終了後は、政治的には、國連の監視下における総選挙と統一政府の樹立を目標とする準備期に入る。統一政府の樹立までには今後半年一年近くを要するであろう。
- (4) 國連による信託統治は行われぬが、北鮮は総選挙まで國連の管理下に置かれるかもしれない。
- (5) 統一政府実現後すみやかに撤兵することを主旨とするが、統一された韓國の安全のため、最小限度の兵力をある期間駐屯せしめる可能性がある。
- (6) 事變解決後の米ソ關係
- 朝鮮事變解決の結果アメリカの威信は高まり、アメリカは今國の経路に備み、民主主義陣營の再軍備の促進強化に重点をおき準備時体制の完成を急ぐが、その目的は戦わずしてソ連をひつ息せしめる可能性がある。

0414

3

しめ、できれば將來ソ連の衛星諸國の動搖・対ソ離反を通じてソ連勢力圏の崩壊を招來することにある。以上の過程においてアメリカは國連をその政策遂行のための有力な手段として利用すると共に、軍備の増強という強力手段と併行して経済援助、独立の賦與、思想戦・宣傳戦の強化等による対ソ諸施策を行う。西歐や日本も、民主主義陣營の一翼として、徐々にではあるが結局實質的に強化される。

ソ連は形勢挽回に腐心し、欧亞各地における攪乱工作と平和攻勢とを併せ用いることにより民主主義陣營の分裂と強化阻止をはかり、対ソ戦争勃發回避を策しつつアメリカに比敵する國防力の蓄積を急ぐ。このため衛星國の生活水準は犠牲に供され、その不満はひそかに増大する。

かくて、民主主義陣營の体制が乱れさえしなければ、ソ連は結局全世界的に「革命の退潮期」の到來を認めざるを得なくなるであらう。

(1) アメリカは、事變解決後できるだけ速に朝鮮から撤兵して、フリーハンドを回復するとともに、既に緒についている全世界的

0413

対共防衛体制の確立のための軍備充実に邁進するが、その一應の目標は一九五二・三年におかれる。西欧地域の対ソ防衛体制確立には特に力を入れ、その拡張計画の半ばをアメリカの援助によつて遂行し、西欧諸国民の国民生活水準はできるだけ現状に維持することを方針とする。

世界輿論を味方にした、朝鮮事變中の有利な外交上の態勢を事變後もできるだけ保持し、民主主義陣營の結束をはかる。そのため特に國連擁護策を強化策に重点を置き、すべての問題に對し、なるべく國連を表面に立てるようにする。また日独との關係を正常化し、これらを独立國として民主主義陣營側に確保し、その潜在力を対ソ防衛上に活用しうる体制を準備する。

(四) ソ連は現在、自ら対米戦争を開始する意図はない。しかしアジアの地域においてはなお情勢は固まつていないから、朝鮮事變解決後もまだ対米全面和平政策に出るようなことはなく、共産勢力を利用して、アジア諸地域をはじめとして各種の擾乱工作をつづける。ただし朝鮮事變以來悪化した國際外交上の地位を改善するため、國連対策には一層の苦慮を拂い、他方また、朝

鮮事變解決の際の一時緩和した空氣を利用して何等かの平和攻勢を行い民主主義諸國の内部分裂をはかる。なお朝鮮事變を契機とする民主主義諸國の軍備増強に對抗して軍備拡充を急ぐ必要から、衛星諸國に對する一体化工作及び擄取を一そう強化する。

二、対日講和問題

(一) 講和を促進するアメリカの意図
 アメリカはかねて対日講和の実現を眞切に考慮しはじめていたが、朝鮮事變を契機とする民主主義陣營防衛体制の全世界的建て直し強化の一環としてこれを一そう促進するに至つたものと思われる。すなわち、米ソ対立の一つのやまと考える一九五三年を目途とし、それまでに西欧における不敗の体制を完成すると共に、東亞においても獨立國となり國民的感情を満足せしめられた日本を、決定的に民主主義諸國の一翼として確保し、日本の潜在能力の活用を計ることにより、軍事・経済両面におけるアメリカの負担を軽減して、アメリカの國力をソ連に対する世界政策的見地および戦略的見地から一そう有効に活用し得る体制にもつて行くことにある。

したがつて、

- (1) ソ連・中國を除外しても速かに講和を成立せしめる。
 (2) 講和締結後の日本に関して、新たな構想による安全保障の確立と経済的自立に重点を置く講和方針をとる。

(二) 講和内容につき民主主義諸國間の意見の相違をすみやかに克服すること努力し、形式的には一應ソ連とも話合ひ形をとる。

(一) 現在アメリカの考えている條約の形
 アメリカが現在予想している講和條約は、領土・賠償・産業水準等に関するすべての問題を含む包括的なものであるが、前記促進の理由に鑑み、これらの諸問題も項目によつては全然規定しないことも考えられる。いづれにしても、
 (1) 早期講和の成立によるすみやかな戦争状態の終結、
 (2) アメリカの意図するが如き安全保障形態の確立、
 (3) 日本の経済的自立、ならびに、
 (4) 日本の潜在力の最大限の活用、
 の諸点を眼目として立案されることとなるであろう。

講和内容を一切後日の協定に譲る「戦争終結宣言」的構想は、予備会谈の結果右包括的條約の実現が著しく困難となつたような場合にはじめて考慮に上り得るに過ぎない。

(三) 講和内容の予測
 講和内容に関する民主主義諸國の主張は未だ完全に一致してい

るとは言い難いが、アメリカの説得努力と影響力とにより、遠くならずはアメリカの意図するところの近くに落付くものと思われ

る。

(1) 領土 (4) 琉球・小笠原に関しては、アメリカは國連信託統治または類似の方式を主張し、他の民主主義諸國もあえて反対しな

いである。 (2) 結局アメリカが軍事基地化することとなる (3) 台湾に関しては、日本が單純に放棄する方式か、あるいは「台湾の最終的処分は後述 (4) (5) 参照」を以前者の場合には「台湾の最終的処分は國連の決定による」旨が條文に規定される。 (6) 千島および樺太の帰属に関しては一切後日の決定に留保される可能性が多い。

(7) 安全保障、再軍備 (8) 日本は安全保障のための措置は別個の協定により、駐兵、國內基地の使用等に関し西歐諸國に類似の方式がとられる。 (9) 再軍備禁止條項を設けなむとの、傳えられる米案には、英・露・比等の反対があるであろうが、結局は日本の再侵略を防止する何らかの字句や規定により妥協せしめられる可能性が多い。

8

(10) 賠償 - 在外資産は別とし、これ以上とらないこととする公算が

多い (比・露等も、何らかの対内的面子を與えられ、結局アメリカに同調する)。

(11) 産業水準 (12) 一般産業については制限は設けられない。 (13) 軍需産業については、前記 (10) の再軍備に準ずる。

(14) 民主化 - 基本的人権の尊重、民主的諸原則の確保等の抽象的準則は掲げられるであろうが、占領中の個々の改革や指令がどの程度條約上の義務とされるかは明かでない。

(15) 監視 (16) 前記 (10) (11) および比・露等との関係もあり、一定期間大使會議等の監視機關が設けられる可能性もある。

(17) 議事手続、會議招請とソ連・中國

ソ連と中共とはともに結局除外され、明春、ソ連國諸國を除く講和會議が開催されて、多数講和が成立することとなる。國府が除外され、あるいは途中で脱落するかどうかはなお予測困難である。

(18) ソ連が「平和攻勢」の一種として十三カ國方式を認める提案をなす可能性も絶無ではないが、拒否権は放棄せず、かつ中共の参加を条件とするから、結局手続問題で除外され、議事手続に

つき合意の成立した國だけで会議が開かれる。(この場合、ソ連は拒否権と中共参加の主張を放棄して会議への側込み。議事を強調するとともに、中共等を通じて別個の講和内容を仄かすなどの宣傳・擾乱工作に出る所を選ぶものと思われる。)

(四) 中國の参加問題 (一) 中共はその時までには会議招請國たるアメリカの承認を得ず、当初から除外される。(イギリスはこれにあって異議を唱えないであろう。インドは、中共の参加を相当強く要求するが、中共を招請しないというだけの理由では自らも講和に参加しないというのではない。)(二) 國府は拒否権を固執しないであろう。しかしアメリカは講和條約によつて台湾の最終的処分までも尙早に決定することは好まないものと考えられ、またできれば國府をも結局講和から除外したい意向と推測される。しかし國府としては、日本が台湾を單純放棄し、もしくは漠然と「中國のために」放棄する程度の方式なら、相當の譲歩をしても何とかして譲印に加わりたい意向と観測される。したがつて國府の参加いかんは今後の成行きによる。

(イ) 個別講和には中國問題を迂迴できる利益はあるが、アメリカとしては民主主義諸國の團結を示す意味からも、多数講和の形に結実させるよう努力するであろう。したがつて、ソ連(および中國)を除く極東委構成諸國による一種の講和予備會議が開催され、この會議に参加しなかつた他の諸國は、條約案同意を條件に講和本會議に参加を許され、あるいはあとからこれを加入させる形となるであろう。講和會議の時期は、ほぼ明春を予定しているものと推測される。

(二) 以上の過程において日本は、安全保障を含む諸問題について、公式・非公式に意見を徴され、講和後の國民感情に相當の顧慮が拂われるものと思われるが、アメリカは少くとも琉球・小笠原の主要部分の信託統治はこれを固執するであろう。

7

B'.4.0.0.1

対日平和条約関係
準備研究関係

第七卷